

岐阜県公報

平成二十一年九月十一日 (金曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

利便施設協定の締結
急傾斜地崩壊危険区域の指定

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

土地改良事業の施行の適当の決定

市営土地改良事業の換地処分

正誤

解除予定保安林とする旨の通知中訂正

(環境生活政策課) 六〇四	(治 山 課) 六〇一 ページ
(農地計画課) 六〇四	(道路維持課) 六〇三
(同) 六〇五	(砂 防 課) 六〇三

(選挙管理委員会) 六〇三

岐阜県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 筆

筆

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市山口四七一の七九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて閲覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
飛驒市河合町保字保崎二〇八三の一、二〇八四の一

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場
に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 加茂郡東白川村神土字捨難一一八一から一一八七まで、一三〇三

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次とのおりとする。

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 不破郡関ヶ原町大字今須字玉井戸二七二四、字ウト谷二七二五の一、二七二五の三

二 指定の目的

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第四十八条の十七第一項の規定により次のとおり利便施設協定を締結しようとするので、同法第四十八条の十八第一項の規定に基づき、告示する。

なお、その関係図書は、平成二十一年九月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において利害関係人の縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 利便施設協定の名称
一般国道百五十七号における道路外利便施設に関する協定
- 二 利便施設の名称及びその所在地
名称 一般国道百五十七号沿道名鉄岐阜駅ビル（E.C.T）前面通路
所在地 岐阜市神田町九丁目一番の一の一部及び二番の一部
- 三 利便施設協定の有効期間
協定締結の日から当該道路外利便施設の存する期間
- 四 備考
利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該道路外利便施設協定について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

岐阜県告示第五百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
郡上特別支援学校	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）</p> <p>郡上市大和町栗原 字東側 一二六番一 一〇四番 一〇五番一 一〇九番一 一一〇番 七号 五号及び六号 一八〇番 一九五番一 一〇〇番一 二〇号 八号 九号 十号及び十一号 一二号 一三号 十四号から十六号まで</p> <p>字宮前 四三番一 四二番一 四一番一 三六番 三三番一 五三番一</p>

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があつたのでその旨告示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地	収容人員
海津市	海津市総合福祉社会館 ひまわり研修室2	海津市海津町高須517番地 1	60人

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

この法人は、一人で住宅を借りる」ことが困難な生計困难者、及び失業中の中高齢者に対し、入居施設再就職・生活支援に関する事業を行い、行政や各種団体と連携を図りながら、福祉社会の発展・増進に寄与する」ことを目的とする。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 场 所	縦 覧 期 間
中 津 川 市	青 木 平 地 区	中津川市役所 前掲示場	平成二一・一九・一一から 一〇・一一まで

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、関市営土地改良事業田口地区の換地処分を平成二十一年八月十四日した旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年一月十日第一二千二十一号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第二百一号）九四頁下段前から五行目中「主伐」は、「主伐は」の誤り。

（校正誤り）

平成二十一年一月十三日第一二千二十三号 解除予定保安林とする旨の通知（岐阜県告示第二百八号）一〇〇頁上段後から三行目から三行目中「一 保安林として指定された目的は 二 保安林として指定された目的 三 解除の理由」

「 は 水源のかん養 の誤り。
」 三 解除の理由

平成二十一年九月十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんごあ十三
一 岐阜文芸社